

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

No.	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和6~7年度)	事業の成果 (令和6年度)	施策への貢献度 (実績)	今後の課題・方向性	部局名	課名	関連事業 (決算事業別概要ページ)
1		地域共生社会推進・包括的支援事業費	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、生活困窮者のための各種事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり事業 地域食堂拠点・団りごと解決支援の実施 4回 ・多機関協働事業 相談支援包括化推進会議の実施 11回 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援 つながりサポート－養成研修の実施 22回、新規登録人数377人 講演会の実施 6回 ・参加支援事業 社会的孤立にある人の居場所へのつなぎ 18件 <p>令和4年度 6,868千円 令和5年度 9,840千円 令和6年度 9,954千円</p>	地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制の整備に資することができた。	多機関協働による支援の進捗状況等の把握と伴走支援ができる支援体制の強化を図る。また、望まない孤独や社会的孤立の対策と支援体制の強化を図る。	総務部人権政策局	鳥取市中央人権福祉センター	54
2	○	孤独・孤立対策推進事業費	<p>○孤独・孤立対策推進員設置事業 「孤独・孤立対策推進員」を配置し、「官民連携プラットフォーム」の体制を強化し、孤独・孤立対策に取り組む。</p> <p>○フードサポート事業 収入減や物価高騰等による生活困窮者に対して、食料等を提供する。また、地域食堂の運営に必要な食材等を提供する。</p> <p>○食品アクセス確保対策事業 「コーディネーター」を配置し、関係者間の連携の促進、食料支援の体制整備等に取り組む。</p>	<p>○孤独・孤立対策推進員設置事業 ・官民連携プラットフォーム会議の実施 2回 ・麒麟のまち各自治体担当者会議の実施 6回</p> <p>○フードサポート事業 ・フードドライブによる食品（米、飲料、常温加工、調味料 他）の提供 ・食品アクセス確保対策事業 ・地域協議会の設立に向けた準備会、食品アクセスの現状・課題の実態調査に向けた協議の実施</p> <p>令和6年度 10,076千円</p>	孤独・孤立対策や食料支援を通じて、地域共生社会の推進を図ることができた。	孤独・孤立、食支援等の各官民連携プラットフォームの包括化により、分野を超えた連携強化を図る。	総務部人権政策局	鳥取市中央人権福祉センター	55
3	○	地域食堂ネットワーク運営費	「麒麟のまち地域食堂ネットワーク」の取組を支援し、地域食堂（こども食堂）を核として子どもを含む多様な人が利用・参加する「地域の居場所」づくりを推進する。	<p>麒麟のまち圏域の地域食堂の運営団体及び支援団体の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営団体数 55（前年度42） ・支援団体数 64（前年度61） <p>令和4年度 3,647千円 令和5年度 4,922千円 令和6年度 4,089千円</p>	地域食堂の多様な役割が認められ、各地で設置に向けた動きが広がったことにより、麒麟のまち圏域全市町の設置を達成することができた。	「地域食堂ネットワーク」の更なる拡充・組織体制の強化と合わせて、地域食堂の麒麟のまち圏域の増設を図る。	総務部人権政策局	鳥取市中央人権福祉センター	55
4	○	子どもの居場所づくり推進事業費	新たに地域食堂（こども食堂）に取り組む民間団体等への助成の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・立上支援 3食堂 ・運営補助 24食堂 <p>令和4年度 6,682千円 令和5年度 17,772千円 令和6年度 14,153千円</p>	地域食堂（こども食堂）が、子どもにとって安全・安心していられる「第3の居場所」としての役割を展開することができた。	地域食堂（こども食堂）の中学校区の充足率が100%となったため、次の段階として小学校区の設置数の増加に向けて、立上げに向けた支援を行う。	総務部人権政策局	鳥取市中央人権福祉センター	56

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

No.	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和6~7年度)	事業の成果 (令和6年度)	施策への貢献度 (実績)	今後の課題・方向性	部局名	課名	関連事業 (決算事業別概要ページ)
5	○	地域の「話し愛・支え愛」推進事業費	地域住民が身近な福祉課題に気づき、支え合いなどの福祉活動の活性化を図るため、地域における福祉の「話し合い」、「支え合い」、「学び」の場づくりを鳥取市社会福祉協議会と協働で推進する。さらに、全市域で潜在的な課題を抱えている者を適切な支援機関へつなぐ仕組みづくりを進める。	地域の「話し愛・支え愛」推進事業を市社会福祉協議会に委託し、明徳地区、東郷地区、修立地区、美保南地区の4つのモデル地区で実施した。	しゃべり場（話し合い）、ささえ場（支え合い）、まなび場（学び）の3つの場づくりを行い、住民同士のつながりや助け合い活動の支援を行った。 【R6実績累計】 <ul style="list-style-type: none">・「しゃべり場」38回・「ささえ場」35回・「まなび場」34回	令和6年度で明徳、東郷のモデル事業が終了したため、他地区へ同事業を展開する際の材料として実績をまとめ、成果や課題を検証していく。 令和7年度は修立、美保南の2地区において、住民同士のつながりづくりや助け合い活動の促進を行っていく。	福祉部	地域福祉課	104
6	○	福祉事業所指導監督事業費	介護現場での労働環境改善に向けた研修会の開催や処遇改善加算の取得促進を図る。 また、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者、老人福祉施設及び児童福祉施設等に対する指導監督を通じて、事業者の健全育成及び質の向上を図る。併せて、介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者への指導等を行って、共生型サービス事業を周知し促進を図る。	○介護人材の確保 <ul style="list-style-type: none">・集団指導等を通じての研修会等の開催 1回○共生型サービスの促進<ul style="list-style-type: none">・集団指導等における事業の周知 2回	集団指導等を通じて、共生型サービス事業を周知し事業所増加の促進を図ったが、5事業所に減少した。また、介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所を対象に共生型サービスに係るアンケート調査を実施し、事業所の意識や実態を把握することができた。	集団指導等を通じて、引き続き、共生型サービスの指定事業者の増加を図る。障がいのある方が65歳以上となったときに、利用する事業所を変わることなく、継続してサービスが利用できるよう体制強化を図るために、アンケート調査結果をもとに共生型サービスの増加に向けた取り組みを検討する。	福祉部	指導監査室	105
7		避難行動要支援者支援制度普及促進事業費	地震や水害などの災害時ににおいて、障がいのある人、介護が必要な高齢者などの要支援者が地域の「共助」により支援を受けられる体制づくりの推進を図る。	要支援者の心身の状況、居住実態などを把握しているケアマネジャー等の福祉専門職の法人へ制度周知と作成依頼をした結果、24社の法人と契約を交わし、更新を含む55件の個別避難計画作成ができた。	災害時において要支援者が地域の「共助」により支援を受けられる体制づくりを、地域の支援組織などと協働し、推進することができた。	避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、地域の支援組織や福祉専門職などと協働し、個別避難計画の作成に取り組む。	福祉部	地域福祉課	105
8	○	とっとり東部権利擁護支援センター運営事業費	成年後見制度利用促進基本計画に定められた中核機関を設置し、権利擁護に関する事業について相談から支援までの一元的・専門的な支援を行う。	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の運営（委託） <ul style="list-style-type: none">・相談件数 717件・法人後見受任件数 70件	成年後見制度利用促進基本計画に定められた中核機関の運営をとっとり東部権利擁護支援センターに委託し、成年後見制度の利用に関する市民からの相談対応や法人後見の受任、市民後見人にに対する助言等を行うことで、権利擁護に関する事業の相談から支援までの一元的・専門的な総合的支援の提供体制を確保することができた。	今後も引き続き、成年後見制度利用促進を含む権利擁護事業を推進していくために、権利擁護に関する専門職による総合的な相談・支援の提供体制を確保していく。	福祉部	長寿社会課（鳥取市中央包括支援センター）	109
9	○	ヤングケアラー支援事業費	こども家庭相談センターにヤングケアラーの支援を行うコーディネーター（2名）を配置し、学校等関係機関と連携し、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握するとともに、当該家族が抱える課題に対して包括的な支援につなぐ取り組みの充実を図る。	・ヤングケアラー支援コーディネーターを配置2名	こども家庭相談センターにヤングケアラーの支援を行うコーディネーター（2名）を配置し、学校等関係機関と連携し、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握するとともに、当該家族が抱える課題に対して包括的な支援につなぐ取り組みの充実を図った。	ヤングケアラー・コーディネーター（2名）を配置し、学校等関係機関と連携し、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握するとともに、当該家族が抱える課題に対して包括的な支援につなぐ取り組みを推進する。	健康こども部こども家庭局	こども家庭センター	141